

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年5月24日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第3号

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(東日本大震災により被害を受けた地域等で被災者を支援する活動を行う場合における特別休暇の期間等の特例)

- 3 東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における別表第4(2)の項の規定の適用については、平成23年12月31日までの間、同項中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」と、「6日」とあるのは「6日(東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村(東京都の市町村を除く。)の区域内において左欄のアに掲げる活動を行う場合にあつては、7日)」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)